多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和６年６月２８日

所　沢　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		所沢市全域（農業振興地域と生産緑地地区に限る）	無	Ｒ２年度 ～ Ｒ６年度	所沢環境保全型農業推進グループ
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	